

パルプ・紙製品調達方針 遵守ガイダンス 2018年8月、第2版

3M では以前から、[環境・健康および安全 \(EHS\) に関する方針](#)および[環境に関する方針](#)で表明しているように、天然資源を保護し、持続的な環境保全を支援する責任を自覚しています。社内でのサステナビリティに関する全体的取り組みの一環として、3M では責任ある森林管理に長年力を注いでいます。紙製品に関しては、3M の理念を共有し、3M と同じくらい森林地域の保全に力を注いでいると 3M が確信するサプライヤーから調達するよう努めています。3M は、直接サプライヤーだけでなく直接サプライヤーのサプライチェーンに属するほかのあらゆる企業と共同で取り組みを促進するために、本方針を設置しました。こうした企業の末端には、木質繊維や植物繊維を原料とするパルプ、紙、梱包材を伐採する企業があります。

本方針には、紙・パルプ製材所および伐採現場の下流に位置する企業としての 3M の役割が反映されています。紙・パルプ製材所は、持続可能な森林管理に関する情報を持ち、こうした管理に現場で影響を及ぼす重要な役割を果たす特殊な立場にあります。3M のサプライチェーンは、製材所と森林から数階層乖離していることが多いため、3M が末端の製材所と森林管理者までさかのぼるには、直接 (ティア 1) サプライヤーと、当該サプライヤーが自己のサプライヤーと共同で行う取り組みに依存することになります。3M は、全サプライヤーがすぐに本方針の各要件を充足するわけではないと理解しています。そのうえで 3M のサプライヤーとそのサプライチェーンに期待するのは、持続可能な森林管理を総合的かつ世界的に推進するために、必要なツールとシステムを妥当な範囲でありながらタイムリーに構築し、製材所から伐採現場に至るまで共同で取り組みを促進することです。

本方針に関する表明セクション 1

このセクションには、新品の木質繊維と植物繊維を原料とする 3M に供給されるパルプ、紙、梱包資材に関する最低限の期待事項を掲載しています。こうした資材は、原産国から合法的に伐採、調達、輸送および輸出されたものでなければなりません。また、合法的な伐採を確認できるよう伐採現場まで追跡可能であること、および高い保護価値を脅かす形で伐採されないこと、高炭素蓄積林 (High Carbon Stock Forest) がほかの用途やプランテーションへ転用されている地域から産出されていないこと、先住民族の権利や労働者の権利と安全を尊重する形で入手されていることの確認も必要です。以下は、本方針のこのセクションにおける各期待事項に関する補足ガイダンスです。

原産国から合法的に伐採、調達、輸送、輸出される。 3M は、サプライヤーがその事業に適用される法律や規制を理解し、遵守すること、および 3M に供給する資材の原料は、合法的に取得、輸送された繊維であると実証できることを期待します。こうした期待事項には、事業に影響する伐採関連法の改正を追跡し、新規または改正された法的要件を満たす必要性に応じて自己の行動を修正するサプライヤーの責任も含まれます。

サプライチェーンを伐採現場まで追跡可能である。 合法性を実証し、責任ある調達活動を徹底するため、3M はサプライチェーンにおける新品木質繊維と植物繊維の源泉を伐採地まで追跡可能とし、この追跡情報を 3M に開示するよう、そのサプライヤーに求めています。

泥炭地の生態系や手つかずの森林風景など、高い保護価値を脅かす形で伐採されない。**3M** は、高い保護価値（HCV）資源ネットワークを通じて入手可能な [HCV 特定のための共通ガイダンス](#) に記載される「高い保護価値（HCV）」という定義に注目しています。

サプライヤーは、HCV を維持、強化していること、および多様なツールとタイトルを利用して維持、強化できることを実証するよう求められます。HCV の枠組みは、多くの年月をかけて発展・拡大し、森林に限定されない持続可能性の概念全体を取り込むようになっており、多種多様な利害関係者によって支持されています。この共通の枠組みを利用すると、**3M** のサプライヤーは、**3M** が保全・保護したい価値を理解し、期待を達成しやすくなります。こうした価値には、泥炭地の重要な生態系、手つかずの森林風景など、気候変化にとりわけ重要な役割を果たす要素が含まれます。

この要件は実践上、HCV を特定して地図にし、こうした価値が危険にさらされないよう、[高い保護価値の管理と監視用共通ガイダンス](#) に沿って森林を管理することを意味します。たとえば、HCV の維持・強化のための共通ガイダンスでは、科学的信憑性のある管理、監視計画の策定と導入、監視結果に基づく段階的な管理実践の適用、科学的情報が不完全または不確実な場合の予防的アプローチなどの実践を要求しています。

高炭素蓄積林が、ほかの用途やプランテーションに転用されている地域から産出されていない。この取り組みは、「反森林破壊」と呼ばれることがあり、天然林をほかの用途への転用から保護することに重点を置いています。天然林の保護に関連して「高炭素蓄積性」を判断するに当たり、**3M** は [高炭素蓄積林アプローチツールキット](#) で言及される方法論に注目しています。だからといって、**3M** のサプライヤーが林業以外の用途から転用された既存または新規プランテーションを利用できないわけではありません。

権限証書や因習に基づき保有する土地の所有や支配に関する、先住民族や農村社会の権利を尊重する形で入手される（当該権利には、住民の土地の開発案に対して、自由意思と十分な情報に基づき事前同意を与える、または同意を差し控える権利を含む）。このセクションは、企業が先住民や地域社会と公正かつオープンな対話に取り組むこと、また、先住民族が権限証書や因習に基づき保有する土地の新規開発案に対して、自由意思と十分な情報に基づき事前同意（FPIC）を与えるまたは同意を差し控えるという住民の権利を企業が尊重することに重点を置いています。[先住民族の権利に関する国連宣言についての業務参考ガイド](#) には、こうした概念を理解し、実践するための役に立つ情報が掲載されています。また、Interlaken Group インタラクティブガイダンスツールと [権利および資源イニシアチブ（RRI）](#) には、土地の所有権や資源の権利に関して参考にできるガイダンスが掲載されています。

世界には、因習に基づき所有する土地に対する先住民族と地域社会の権利を法律で認めていない地域が多数あります。また、こうした権利を尊重する法律を設けていながら、定めどおりに執行しない国も少なくありません。ですから、「土地の収奪」、すなわち生活の糧として頼りにしている土地から現地民や先住民族を退去させて、森林利権、植林、工業型農業のためのスペースを生み出していることが、大きな問題となっています。こうした退去が原因で、長期的な社会紛争や混乱を招く恐れがあります。**3M** は、原住民が自由意思と十分な情報に基づき自分達の土地で実施される活動にあらかじめ同意した場合に限り、

こうした住民の土地を利用することを、3Mのサプライヤー（またはそのサプライヤー）に求めています。これが実施されなかった場合、企業は関与するどの当事者も受け入れ可能なプロセスを通じて、紛争の解消を模索すべきです。

強制労働や児童労働の禁止、雇用差別禁止、結社の自由をはじめとする労働者の権利と安全を尊重する形で（すなわち3Mサプライヤー責任規範と一致する形で）入手される。この文は、3Mがメンバーである国連グローバル・コンパクトの4つの労働原則を参考にしています。4つの原則（原則3～6）は以下のとおりです。1) 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、2) あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、3) 児童労働の実効的な廃止を支持し、4) 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。この4原則は、[3M サプライヤー責任規範](#)にも反映されています。

持続可能な林業に対する懸念リスクが低いと考えられる国・地域では、3Mはサプライチェーンがこうした期待事項を概ね理解し、充足できることを期待します。その場合でも、3Mはこうした地域のサプライヤーに優先事項に関する限定的な評価を実施します（詳細は後述）。高リスク地域については、3Mは一部のサプライヤーや伐採現場と直接連携し、上記基準を満たせるように、教育や能力向上を図ります。

本方針に関する表明セクション 2

このセクションでは、木製繊維や植物繊維を原料とする紙、パルプ、梱包材を、合法的かつ責任を持って調達するために、サプライヤーがどのように実践を遂行すべきかに関する3Mの期待事項を説明します。その一例が、3Mのサプライチェーンに関する方針に沿って、方針やプログラムを導入することです。この3Mの方針は、EHS、輸送、労働および人事、供給資材に関する基本的な期待事項として、3Mの直接（ティア1）サプライヤーにもれなく適用されます。供給元を選定するうえで製材所は重要な役割を果たします。そのため3Mは、第三者認証などの、サプライヤー各社のサプライチェーン内にある紙・パルプの製材所に関する情報を特定し、要請に応じて3Mに提供するようにサプライヤーに求めています。また、3Mは森林レベルの認証などの伐採現場に関する情報を維持し、3Mの要請に応じて提供することもサプライヤーに求めています。合法的伐採に関する法律に基づき必要となることがある種族や伐採国などの情報（合法性の証拠を含む）はその一例です。サプライヤーがこの情報を持たない場合、3Mはサプライヤーが速やかに自らのサプライヤーと連携して、当該情報を3Mに提供することを期待します。

本方針に関する表明セクション 3

米国レーシー法、EU木材規則、オーストラリア違法伐採禁止法などの合法的伐採に関する法律では、収穫現場に関するデューデリジェンスを実施し、対象となる木質繊維製品の合法性を保証するよう義務付けています。米国レーシー法では、木材や木材派生製品および植物繊維製品の合法性についてしかるべき注意を義務付けています（一部例外あり）。したがって、3Mは、3Mサプライヤーが、デューデリジェンスを実施するための方針と運営システムを自ら策定・導入すると共に、そのサプライヤーにも同様のことを義務付けることを求めています。3Mは、3Mサプライヤーが本方針のセクション1と2の基準に対処し、伐採現場（パルプ製材所を含む）まで新品繊維のサプライチェーンを追跡できるシステムを盛り込んだデューデリジェンス運営システムを設けることを求めています。

3M は、**3M** サプライヤーが本方針の要件を導入する過程で、内部の関係スタッフ向け訓練を実施して遵守を徹底するだけでなく、自らのサプライヤーに対しても、合法的伐採、追跡可能性、データの共有、本方針で表明する責任ある調達活動のほかの側面などのトピックに関して、伝達および訓練することも求めています。訓練や教育機会は、**3M**、業界団体、ほかの顧客やサプライヤー、公的機関、非政府組織などから得ることができます。

本方針に関する表明セクション 4

このセクションでは、**3M** が支援する持続可能な実践を紹介します。**3M** は、こうした実践に関してサプライヤーから得る情報を、選択を下すうえでのプラス要因として考え、利用しています。本方針の対象となる製品の購入の是非を判断するうえで、誠実性、品質、サービス、競争力のある価格などの要因も関連性があると認識しているためです。**3M** サプライヤーは、こうした要因での自己のパフォーマンスを直接または自らのサプライヤーへの期待事項を通じて**3M** と共有し、**3M** がほかのサプライヤーと比較してそのパフォーマンスを評価し、優先すべき供給元に関して十分な情報に基づく決断を下せるようにする責任を負います。

責任ある森林管理には、「科学的に信憑性のある生態系を基盤とする管理」という側面があります。この側面は、生態的な持続可能性と人間社会の状態の両方を認識する森林管理方法です。この方法をはじめとする、生態系と人間社会への恩恵を模索する持続可能な森林管理方法が推奨されます。

「供給された繊維が本方針の期待事項に部分的または全体的に準拠していることを検証するための森林や製材所レベルでの管理実践の監査」とは、**3M** サプライヤーが先見的に検証措置を導入してその結果を**3M** と共有することを推奨するための実践です。森林での持続可能な実践を客観的に検証することにより、**3M** と**3M** サプライヤーは、本方針のセクション 1 における期待事項の遵守を実証することができます。製材所の監査は森林レベルでの監査と異なります。とはいえ、製材所はサプライチェーンの要所として重要な役割を果たします。木質繊維の大半が小自作農家から産出される場合は特にそうなります。製材所はこうした役割において、伐採現場が合法的かつ紛争とは無縁であることを保証する特異な立場にあります。調達元の森林における有効な管理実践を積極的に実証する製材所が好ましいと考えられます。

「小自作農家」とは、小規模（多くの場合家族経営）な責任を持って管理された伐採現場の総体を意味します。通常、こうした伐採現場は、費用や取得手続きの煩雑さから、林業認証を保有していませんが、こうした伐採現場を持続可能な形で運営することは可能です。**3M** は林業に従事する小規模業者を支援するサプライヤーとの取引を進んで選択することがあります。

「関連するサプライヤーや請負業者に知識を蓄える機会を提供し、責任ある調達活動と持続可能な林業実践を推進する」の例としては、責任ある調達実践や伐採実践などの持続可能な森林実践に関する訓練が挙げられます。こうした訓練は、サプライチェーンでの立場を考慮して適宜提供されます。

持続可能な林業、および紙、パルプ、梱包材の責任ある調達活動という分野の発展には、継続的学習と新しい科学情報や経験の導入が欠かせないことから、**3M** は、**3M** サプライヤーが林業実践と持続可能な林業の知識の向上に重点を置く団体や複数の利害関係者グループに参加することも持続可能な管理実践であると捉えています。こうした取り組みは、製材所や伐採現場への追跡可能性や責任ある調達活動でのほかの実践を改善するうえでも重要です。

本方針に関する表明セクション 5

このセクションでは、持続可能な林業を推進するために、3M に供給される原料および製品を改良する方法に関して、3M がサプライヤーとの連携を希望していることについて説明します。3M はいかなる場合においても、持続可能な特質を最大化しつつ、3M 製品の製品性能に悪影響が及ばないよう徹底することを目指しています。模範例や全てを一覧に掲げるよりも、箇条書きにして、3M がサプライヤーと取り組む可能性のあるプロジェクトの種類を例示することにします。3M は、この分野（またはそれ以外）でのサステナビリティを推進するのに役立つようなアイデアについてサプライヤーからの提案を歓迎しています。

新品と再生繊維を理想的な形で併用：3M は、環境的、社会的に最も責任ある選択肢であり、かつ技術的仕様の観点からも利用可能である場合、サプライヤーが再生繊維を使用することを望みます。3M は、紙の特殊な性能を生かした製品を多数製造していますが、再生繊維ではこうした要件を満たさないことがよくあります。それでも 3M は、3M サプライヤーが再生繊維の利用を検討し、供給資材の技術的仕様が許す範囲で、新品と再生繊維を最適な形で併用することを推奨しています。また、3M サプライヤーが再生繊維を採用する場合、環境と社会への影響を考慮することも促しています。

紙ベースの3M製品と梱包材を手軽に再生可能とする：3M製品の再生可能性は、3Mの持続可能性パフォーマンスの重要部分であり、絶えず改善に励んでいる項目です。サプライヤーには、ほかの資材や梱包材の活用を通じて、お客様が3M製品をもっと手軽に回収できるような機会を見つけ、3Mに知らせることを推奨しています。

木質繊維の材料を有効活用する紙製品や紙ベースの梱包材の開発：これは、木質繊維をプラスチックなどのほかの資材と置き換えるという意味ではなく、製品設計によって資源や資材の必要量を全体的に減らす取り組みを指します。

農業廃棄物などの木質以外の植物繊維を新品木質繊維の代わりに紙やパルプ向けに開発：イノベーション企業として知られ、イノベーションを事業の中核に置く 3M は、代替的な原料が常に開発過程にあると承知しています。また、ある原料の代替となる原料を総合的に評価して、従来の原料と比べた真のメリットとコストを理解しなければならないことも承知しています。3M は、代替材料の持続可能性に関する特質と影響を、責任を持って管理された森林から産出された従来の繊維と比べて検討します。3M は、責任を持って管理された森林には、野生動物の生息環境、生物学的多様性、レクリエーション、分水界の保護など、重要なメリットが伴うことを承知しています。

補足要素

方針の検証セクション

このセクションでは、本方針で表明された決意に対する 3M と 3M サプライヤーの達成状況を監視、測定するために、3M が段階的に実施する活動について説明しています。こうした活動には、供給された紙の合法性や製品に含まれる繊維の伐採現場における責任ある管理を実証するデューデリジェンス・プログラムの導入、既存サプライヤーや新規サプライヤー候補が 3M 方針の期待事項を遵守する能力の評価、方針に関連して契約などによる確約をサプライヤーと

模索などが含まれます。法令遵守と方針の遵守を検証するため、3M では地域、サプライヤーや供給資材の種類、3M への問い合わせ対応といったリスク基準を用いています。また、サプライヤーに優先順位を付けるため、補足的問い合わせや評価、サプライヤーの現場監査にも時間をかけます。

3M サプライヤーが 3M 方針の期待事項を理解し、遵守するよう徹底することが 3M の最大の利益につながります。3M は、ウェブサイト経由や、サプライヤーと 3M 調達部門との直接的関係を通じるなど多様な仕組みを用いて、こうした期待事項を 3M サプライヤーに伝えます。能力向上ニーズや機会に関して、サプライヤーからの提案を歓迎します。

3M は、改善すべきサプライヤーのパフォーマンスに対処するため、確立されたサプライヤー是正措置申請（SCAR）プロセスも活用しています。SCAR プロセスでは、サプライヤーは、遵守していない点を一定の期限内に是正する計画を策定するよう求められます。3M は、パフォーマンス基準を満たすことに力を注ぐサプライヤーと積極的に協力していく意向です。ただし進捗状況が芳しくない場合、SCAR プロセスの終わりにほかの供給元を探すよう指導を受けるか、サプライヤー関係の終了につながる可能性もあります。

3M の第三者倫理報告システムは [EthicsPoint](#) によって運営されています。これは、3M の紙、パルプ、梱包材サプライチェーンに関する懸念事項を含む、3M の企業倫理などの懸念事項を報告するための独立系システムです。合法的伐採や持続可能な林業に関してこのシステムを通じて報告された事項は、3M のスタッフによって見直され、対応が図られます。

方針の見直し、透明性、報告セクション

3M は、最新の科学情報、および持続可能な林業と紙製品の責任ある調達活動に関する情報を継続的に評価すると同時に、本方針に照らした 3M の活動と進展を公表する重要性を認識しています。紙・パルプの調達活動、本規程に基づく 3M の進展に関して、利害関係者から情報を募集しています。3M は、本方針を 3 年に 1 度以上見直し、改訂し、方針の確約の達成状況を測定するために期限を設けた関連性のある目標と目的を設定し、3M と 3M サプライヤーのパフォーマンスを [3M サステナビリティ・ウェブサイト](#) に公表するよう力を注いでいます。

その他の参照情報先

- [国連サプライチェーン持続可能性追跡可能性手引き：世界的サプライチェーンでの持続可能性を推進する実践的アプローチ](#)
- 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）[木材と紙製品の持続可能な調達を目指して](#)
- [高い保護価値（HCV）資源ネットワーク](#)

- [鉱物の責任あるサプライチェーン向け OECD デューデリジェンスガイダンス第 3 版 \(2016 年\)](#)、および[タンタル、すず、タングステン、金に関する関連補足書](#) (デューデリジェンス・システムに関するガイダンス、森林製品のデューデリジェンス管理システムとして有益)
- [紛争鉱物に関する RMI デューデリジェンス・ガイダンス](#) (デューデリジェンス・システムの導入に関する下流企業向け実践ガイダンス)
- [国連森林フォーラム](#)
- 世界資源研究所 (WRI) [森林合法性連合](#)
- WRI [グローバル・フォレスト・ウォッチ](#)
- TFT ([フォレスト・トラスト](#))
- 米国レーシー法：[米農務省動植物検疫局 \(APHIS\)](#)
- [EU 木材規則](#)
- [オーストラリア違法伐採禁止法](#)